

## 医療費の自己負担が

### 高額になったとき(高額療養費)

同じ月内の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから払い戻されます。なお、自己負担の限度額は年齢や区分によって異なります。詳しくは左記までお問い合わせください。

#### 高額療養費の申請方法

国保では、高額療養費の支給対象となった方に、「高額療養費支給申請のご案内」を診療月から約3ヶ月後を目途に送付します。ご案内が届きましたら、医療機関の領収書を添えて国保年金係窓口へ申請してください。

高額療養費の申請には医療機関の領収書が必要で、なくばずご保管ください。

※領収書が不足していますと、申請を受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。

#### 窓口での自己負担を限度額までに抑えることができます

事前に「限度額適用認定証」の交付を国保年金係に申請し、認定証を医療機関に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の方は、住民税非課税世帯または現役並み所得者のうち課税所得が690万未満の方のみ限度額適用認定証が交付されます。

#### ▼問い合わせ先 住民課 国保年金係

☎(56)9134

## 農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します

▼日時 11月12日(火)・13日(水) 午前8時30分～午後3時まで

※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みはご遠慮ください。

#### ▼内容 12日(火)

①農業用ポリエチレン(スパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカーエース・ユーラックなど)

②グリーン、黒マルチなど

③灌水チューブ・肥料袋(織った肥料袋とは別に結束する)

④ブルーシート(金属部は必ず取除く)・織った肥料袋

⑤不織布(バオパオ・ラプシート・パストライトなど)

⑥防ひょう・防鳥ネット・寒冷紗

⑦農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

13日(水)

⑧農業用ビニール(クリンエース・クリナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど)

⑨育苗箱・あぜ波シート

⑩廃パイプ・塩ビパイプ

※約2mの長さに束ねる。

⑪マイカ線

⑫土壌消毒用空缶缶

※よく洗浄し、乾燥したものに限り。

※種類ごとに回収を実施しますので、必ず①～⑫にそれぞれ分別してください。

分別したものをつづら折りにし、同質材のヒモではずれないように2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。

これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は必ず取り除いてください。マイカ線での結束は絶対にしてないでください。

▼場所 1JAうつのみや上三川野菜集荷所(上蒲生378番地)

#### ▼処理負担金 重量負担

農業用廃プラスチック類、廃パイプ、廃ポリエチレン類、廃ビニール類、土壌消毒用空き缶、ペール缶、重量負担90円/kg(100円未満切捨て)

※1kgに満たない場合は、回収ができませんので、ご了承ください。

▼その他 委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。

(6月に委任状を記入していただいた方も、再度必要になります。)

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

#### ▼問い合わせ先 1JAうつのみや

上三川野菜集荷所

☎(56)66888

農政課 農産園芸係

☎(56)91388

## 消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 75

### モバイルバッテリーの事故に注意！

**事例1** 電車の中でかばんに入れていたスマートフォンがモバイルバッテリーが破裂し、両足にやけどをした。モバイルバッテリーはスマートフォンにつないでいなかった。

**事例2** 娘の携帯用モバイルバッテリーを譲り受けて使用していたところ、バッテリーの本体が膨らみだした。危険を感じ、アルミ缶の中に入れ蓋をして保管している。処分方法を知りたい。

**事例3** スマートフォン用のモバイルバッテリーを充電していたら、煙が出て発火して、指をやけどした。

モバイルバッテリーは、スマートフォンやタブレット等を充電できる予備の電源として、急速に普及しています。軽量でありながら高電圧・高電力なため身近なものになっていますが、取り扱いを誤ると発熱でやけどを負うこともあり、場合によっては事故につながることもあります。

○新規に購入する際はPSEマークを必ず確認しましょう。平成31年2月1日からPSEマーク及び届け出事業者の名称等が表示された製品でなければ販売禁止となりました。○リコール対象商品でないか、リコール情報を確認しましょう。

○製品本体に強い衝撃、圧力を加えない、高温の環境に放置しないようにしましょう。

○膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど、いつもと違って異常を感じたら使用を中止しましょう。

○充電中は周囲に可燃物を置かないようにしましょう。

○公共交通機関での事故を避けるため、持込規則を確認して、それに従いましょう。

○使用済バッテリーはリサイクルに出しましょう。廃棄する際は他の家庭「リミ」と区別して出しましょう。

▼相談日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター(役場1階 地域生活課内)

▼相談専用電話番号 56 9153



## 国民年金

### ちよつと増やせる

### 「付加年金」をご存じですか

#### 国民年金付加年金制度とは

将来受け取る年金を少しでも増やしたいという方のための制度です。

月々の国民年金保険料に400円上乗せして納めることで、老齢基礎年金に「年額200円×付加年金保険料納付月数」の金額を上乗せして受給することができます。

例えば、10年間付加年金保険料を納付すると、合計48,000円の負担になりますが、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せすることができます。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」増額や減額はありませぬ。老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなりますのでご注意ください。

#### 加入できる方

- ・ 自営業者などの国民年金の第1号被保険者。
- ・ 60歳以上65歳未満の方などの国民年金の任意加入者。

※ただし、半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方や国民年金基金に加入中の方は加入できません。

#### 加入の手続き

印鑑・マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるものを持つ参のうえ住民課、又は年金事務所でお申込みください。

#### 納付について

付加保険料は申し込んだ月分から納めて頂くこととなります。納期限は、翌月末日です。納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

▼問い合わせ先 住民課 国保年金係 56 9134

宇都宮西年金事務所 ☎0286(022)4281